

# PPA プラン定義書

## (低圧電灯 PPA17 年プラン)

2025 年 1 月

株式会社いくさかてらす

## 目次

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1. 契約内容.....                | 2 |
| (1) 適用範囲.....               | 2 |
| (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 ..... | 2 |
| (4) 契約電流.....               | 2 |
| (5) 料金 .....                | 3 |
| (6) 割引.....                 | 3 |
| 2. 違約金.....                 | 3 |

この「PPA プラン定義書」は、当社の「PPA サービス契約要綱」にもとづいて当社が提供する、「低圧電灯 PPA17 年プラン」をご契約のお客さまへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、本定義書に定める料金は、消費税等相当額を含みます。

## 1. 契約内容

### (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、かつ次のいずれにも該当するものに適用します。

イ 契約電流が 50～60A または 7kVA 以上であること。

ロ 1 需要場所において低圧動力 PPA17 年プランを含んだ複数契約を締結する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ハ その他当社が別に定める諸条件に適合していること

1 需要場所において低圧動力 PPA17 年プランを含んだ複数契約を締結する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとします。

### (3) 契約年数

契約年数は 17 年とします。

### (4) 契約電流

イ 契約電流が 50～60A または 7kVA 以上であること。

ロ 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

## (5) 料金

料金は、基本料金と電力量料金を合算したものとします。

### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。また、当社と別途小売契約を締結する場合は基本料金を免除します。

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 契約電流 10A または 1kVA ごとに | 272.91 円 |
|-----------------------|----------|

### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

|                  |         |
|------------------|---------|
| 最初の 120kWh まで    | 22.77 円 |
| 120kWh 超過～300kWh | 26.51 円 |
| 300kWh 超過分       | 29.04 円 |

## (6) 割引

当社が特別キャンペーン等で割引を行う際は、割引を適用します。

## 2. 違約金

中途解約で発生する違約金は以下の通りです。

| 内容 (内訳) |              | 計算方法                           |
|---------|--------------|--------------------------------|
| ①       | 設備費、設置・撤去工事費 | 当社設備取得額 × (100% - 6% × 契約年数)   |
| ②       | 本サービス運営費     | 当社サービス運営費 × (100% - 6% × 契約年数) |
| ③       | 解約等に係る事務費    | 3 万円                           |
| 違約金の合計額 |              | ①円 + ②円 + 3 万円                 |

- (1) 契約年数は、契約成立日から解約希望日までの経過日数（契約成立日と解約希望日を含みません）を 365 で除し、小数点以下を切り捨てて算出するものとします。
- (2) 違約金は、設備費や設置・撤去工事費等に係る違約金(①)、本サービス運営費等に係る違約金 (②) 及び、解約等に係る事務費 (③) を合算して算出いたします。
- (3) その他詳細は、PPA サービス契約要綱でご確認ください。